

令和6年度沖縄県民生委員・児童委員広報活動 業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託業務名

令和6年度沖縄県民生委員・児童委員広報活動業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の背景及び目的

民生委員・児童委員は、高齢者や障害がある世帯から児童・妊産婦・母子家庭など、幅広い分野の相談や困りごとに対応し、地域住民と福祉行政をつなぐ橋渡しの役割を担っている。また、民生委員・児童委員の中から指名される主任児童委員は、子どもや子育てに関することなど、学校や児童相談所等と連携し、児童福祉に関する支援を専門的に担当しており、地域福祉にとって欠かせない人材である。

本事業では、民生委員・児童委員活動について広く周知し、県民の民生委員・児童委員活動に対する認知度向上と担い手確保のため、広報宣伝活動を展開する。

4 委託業務の概要

- (1) 普及啓発のための広報企画、制作及び実施
- (2) 普及啓発イベントの企画・実施

5 業務内容

- (1) 普及啓発のための広報企画、制作及び実施

民生委員・児童委員の普及啓発、担い手確保に向けた効果的な広報手法及び企画提案すること。

ア リーフレットの作成〈A4 6～8ページ 20,000部〉

様々な属性（年齢・性別・就労状況等）の民生委員・児童委員の体験談を通し閲覧者が自分でもできるかもしれない、やってみたいと思えるような内容とする。

イ 発送先の提示・封入作業

上記の印刷物を効果的に普及啓発するため、4,000部について発送先、部数及びその理由を提案すること。また、封入まで行い納品すること。

・配送先選定に際しては、商業施設、金融機関、娯楽施設及び飲食店等、多数の県民が訪れる施設とすること（*）。

*配布計画書リスト（別添）を参照に、県及び市町村において配布予定の施設は提案しないこと（役所役場支所、公民館、図書館、その他市町村管理施設、県の一部出先機関）。

ウ 各種メディア等を活用した普及啓発

民生委員・児童委員の主な担い手であるシニア世代を対象とする広報媒体、手法を提案し、実施すること。

(2) 普及啓発イベントの企画・実施

子ども向けイベントを通し、子どものみならず同行する親・祖父母へ民生委員・児童委員の理解を促進するイベントを県内3地区（南部（那覇を除く。）、中部、北部）において実施すること。

上記の業務を行うにあたり、具体的な事務として以下の行為を行うこととする。

行事全体の企画運営に関すること

- ① イベントに関する広報、周知等の実施
- ② イベントにおける啓発冊子の配布
- ③ 行事運営等の全体総括（総括責任者等の配置）
- ④ 緊急対応連絡体制の確立
- ⑤ アンケート調査の実施、結果の取りまとめ
- ⑥ その他、本イベントに関して必要な事項

(3) 独自提案

上記のほか、予算の範囲内で民生委員・児童委員に対する理解促進につながる独自の企画を提案してもよい。

6 納品物及び報告書

- ・ リーフレットについては、イベント使用分を除き、封入分を含め県に納品すること。（詳細については、受託後、調整する。）
- ・ 実績報告書 紙1部、電子データ（DVD-ROM）1部
上記委託業務の終了後、報告書を提出すること。
独自提案で作成した印刷物、リーフレットの印刷用原版データも納品すること。
- ・ 納付先（沖縄県生活福祉部福祉政策課）

7 委託料

委託料は、5,170,000円（税込）以内とする。

上記委託料には基本的に、委託事業に係る一切の費用を含める。また、一般管理費率は10%以内とする。

8 著作権等の帰属

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、沖縄県へ成果物の引渡し完了したときに沖縄県に移転するものとする。

(2) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって沖縄県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(3) 当業務委託により制作されたイラスト等の著作権・著作権は全て沖縄県に帰属するものとし、民生委員・児童委員を啓発するにあたって、沖縄県が認めた者にも本事業の目的（項目3）に記載する目的の範囲で使用させることができるものとする。また、沖縄県は3に記載する目的の範囲において、契約期間を超えて成果物を使用することができるものとする。

9 再委託の制限

(1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根本的な業務履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

(2) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委託し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

(4) 下記以外の契約の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承諾を得なければならない。

ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委託し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分（うち、その他、簡易な業務）

チラシ・ポスター等広報物の製作資料の収集・整理複写・印刷・製本

原稿・データ入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、安易かつ簡易なもの

10 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを必要に応じて随時実施する。

1 1 事務処理について

その他本業務の実施に当たっては、関係法令及び別添「委託業務に係る事務処理マニュアル」の記載事項を遵守すること。

1 2 留意事項・その他

- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・ 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・ 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、取り決めるものとする。また、提案のあった項目についても、契約締結後に一部修正を求めることがある。
- ・ 制作物等には民生委員・児童委員キャラクターのミンジーを活用すること（別添イラスト一覧参照）。イラストデータは沖縄県から ai 形式または png 形式にて貸与する。
- ・ 現役の民生委員・児童委員に協力してもらう場合には、謝礼は不要。交通費のみ支給すること。

リーフレット配布計画書リスト

No.	機関名	箇所数	リーフレット		配布者	備考
			部数	総数		
1	民間機関等（普及啓発するための効果的な配布先・方法を提案すること）	-	-	4,000	受託者	離島含む全県を対象とする
2	各市町村民生主管課	41箇所	200	8,200	福祉政策課	
3	各市町村社会福祉協議会	41箇所	100	4,100	福祉政策課	
4	県関係機関（福祉事務所、県民児協）	6箇所	50	300	福祉政策課	
5	県内社会福祉法人	142箇所	2	284	福祉政策課	社会福祉協議会を除く
6	県福祉政策課（イベント・庁内配布分、在庫分）	1箇所		3,116	福祉政策課	
	合計数（作成総数）			20,000		

※ 配布先、箇所数、部数及び配布者等について、契約後、変更する場合がある。

ミンジーデータ一覧

※1つ1つ png 形式(ピング／背景が透明)と ai 形式(イラストレーター)もあります。
 すべてお送りできますので、ご連絡ください。

1



2



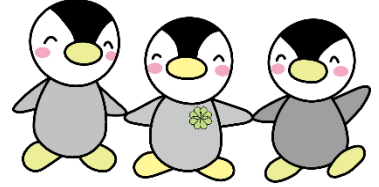
3



4



5



6



7



8



9



10



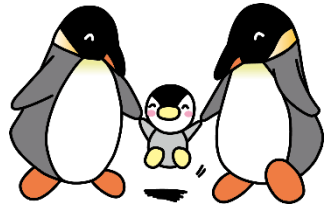
11



12



13



14



15



16



17



18



19



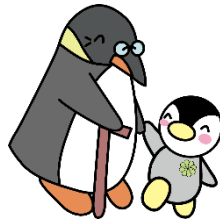
20



21



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



35



36



37



38



39



40



41



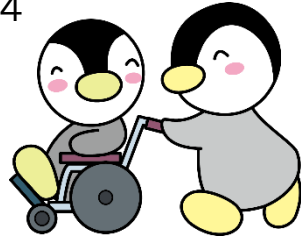
42



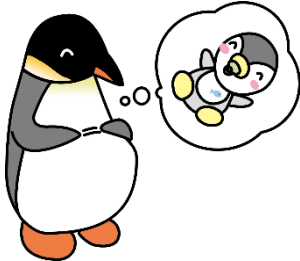
43



44



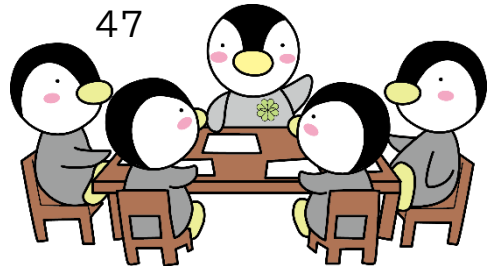
45



46



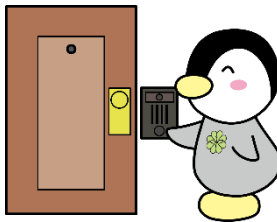
47



48



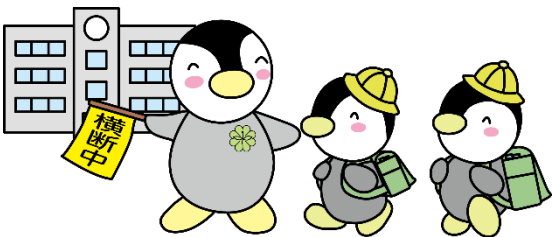
49



50



51



52

